

付を受けた従業員又は遺族に対し『特別援護金』が支給される。しかし、2006年3月14日以降、各保険会社は石綿による疾病は、因果関係の立証難しいことや、石綿リスクの適正な料率算出が不可能との理由から、契約の対象外とした。

全駐労は、引き続き労使交渉を重ね、特別援護金制度に代わる制度の確立を目指し、裁判においてはアスベスト・じん肺被災者救済基金傘下の諸団体とともに裁判勝利するまで全力



で支援していく。  
(全駐労横須賀支部)

## 日米地位協定で損賠請求

### 沖縄●基地労働者遺族が沖縄防衛施設局に

6月21日、石綿肺で亡くなった沖縄の元基地労働者の遺族が、那覇防衛施設局に対し、日米地位協定に基づく損害賠償請求(遺失利益や慰謝料など総計4,000万円)を行った。アスベスト肺がんで亡くなった安谷屋昇氏の遺族に続き、沖縄では2人目の請求である。

故Hさんは、キャンプ端慶覧などでボイラーや空調設備の修理・点検作業に従事し、2004年に蜂巢状肺と言われる重度の石綿肺で死亡、2006年8月に労災認定された。請求には、遺族(妻)のSさんと2人の娘さん、代理人の古川武志弁護士その他、全駐労沖縄地区本部、沖縄労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター、離職者対策センターが同席した。那覇防衛施設局側は立津長一業務課長らに対応した。

この請求において問題になると思われる点は、沖縄の本土復

婦(1972年)後の故Hさん職歴に、石綿曝露作業があったかどうかという点だ。損害賠償の請求権が生じるのは、日米地位協定が沖縄に適用される復帰後である。故Hさんは、1972年からキャ

ンプ端慶覧と陸軍リーファーで、空調設備や家庭用冷蔵庫の修理等に従事していた。このうち空調設備の修理や点検作業に従事した1972年～77年は、同僚の証言でも冷蔵庫やクーラーにアスベストが使われていたことがわかっているので、少なくとも5年間は石綿曝露作業に従事している。この修理・点検作業は、米軍基地基地の中でもアスベスト対策が遅れていた職種であり、横須賀基地では同職種の現役従業員に中皮腫という深刻な被害が出ている。沖縄の基地でも同様の被害が出ることが予想される。

日米地位協定による損害賠償請求は、横須賀では裁判に拠らない補償制度として定着しているが、沖縄でも早期に認められることを望みたい。



## 旧国鉄大船工場で5人目

### 神奈川●中皮腫で業務災害認定

旧国鉄大船工場で電車等の改造作業に従事し、石綿に曝露したことが原因で胸膜中皮腫を発症し死亡した故伊藤岩二さんに、7月30日付けで独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部から業務災害認定の通知が届いた。同工場では故加藤進さん(2005年4月号66頁参照)をはじめ、中皮腫で5人目の認定。

神奈川労災職業病センターに相談があったのは、2年前のクボタ・ショック直後のホットラインで、伊藤さんの兄の与一さん(秋田県在住)からだった。しかし、伊藤さんが亡くなった1996年4月当時はアスベスト救済法施行前であり、死亡後5年の時効が過ぎていたので業務災害の申請ができなかった。その後、国鉄清算事業本部が、アスベスト救済法に準

じて旧国鉄職員の石綿健康被害に係る時効救済措置をとったため、申請を行った。時効の問題や、民営化後の出向先職場の確認に手間取っていたが、ようやく伊藤さんの長女（神奈川県在住）の元に認定通知が届いた。

伊藤さんは、1956年4月に国鉄の大船工場に入所し、養成所で訓練を受けた後、電気職場に配属された。同僚の証言によれば、業務内容は車両室内の暖房器、照明器具、車両室内の電気機器、冷房装置、床下制御器、抵抗器等の脱着及び手入れの一般検診の他、各種改造工事による天井、床下、運転室の電気配線業務に従事し、断熱材として使用されていた石綿の粉じん

に曝露したと考えられる。国鉄の民営化後は、1996年までJR東日本大船工場から出向し働いていた。

1995年秋頃から咳が激しくなり、近くの診療所に受診し、海老名総合病院での通院治療を経て、翌年1996年にJR総合病院に入院。そして、左側の腫瘍が表に出てくるようになり、ついに同年4月16日に亡くなられた。

JR総合病院では中皮腫と診断されていたにもかかわらず、仕事との因果関係はわからないと言われ、業務災害申請をしないままになっていた。与一さんは、「アスベストが原因なのに隠していたんじゃないか」と語る。

（神奈川県労働災害職業病センター）

係にある労働者をいい、……特別な事情が存する場合を除きかつて使用者に雇用されていたにすぎない者は、これに含まれないものと解するのが相当である」。

②「労働組合法に定める団体交渉とは、労働組合と使用者とが、労働条件や労使関係上のルールについて、労働協約を締結することなどにより、労働条件の維持改善を図り、もって正常な労使関係を確立するための交渉をいうものと解される。……（労組の求める）団体交渉の議題は退職者およびその遺族にしかるべき対応を求めるものであって、会社における円滑な労使関係を将来に向けて確立するためのものではなく、会社の団体交渉応諾義務を認めることによって正常な労使関係の回復につながるというものでもない」。

③「会社の安全配慮義務違反などを理由として何らかの請求を行いうるとしても、それは労働組合法に定める団体交渉を持って解決すべき問題であるとはいえない」。

④「石綿による健康被害は、潜伏期間が長く、発症が退職後になることが多いなどといった特殊性があるとはいえ、このことのみを根拠として団体交渉を要求する権利があるとの組合の主張を採用することはできない」であった。

この結果は申請した時からある程度予想されたものであった。

不当労働行為を申請した時の県労委の態度は、「これはどうしても労働事件でなければならぬのですか?」であった。「本筋

## 退職労働者の団体交渉権

### 兵庫●住友ゴム事件で県労委申立を却下

兵庫県労働委員会（以下、県労委）は7月5日の公益委員会議で、ひょうごユニオン（以下、労組）が住友ゴム工業（以下、会社）を相手に申請した団体交渉拒否の不当労働行為救済申し立てについて、これを却下した。

労組が会社に対して、①会社での石綿の使用状況を明らかにすること。②退職者に対する健康診断を実施すること。③定年後の労災認定者に対する企業補償制度を創設することを求めて団体交渉を申し入れたところ、

会社がこれを拒否したため救済を申し立てたものである。

争点は、組合員が労働組合法第7条2号にいうところの「使用者が雇用する労働者」であるかどうかであった。組合員は3人で、それぞれ平成2年と12年に会社を定年退職した元従業員2人と、平成12年に中皮腫で死亡した元従業員の妻である。

判断はあっさりしたもので、①「労働組合法第7条2号にいう『使用する労働者』とは、原則として当該使用者と現に雇用関